

○環境省令第十一号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年九月三十日

環境大臣 齊藤 鉄夫

排水基準を定める省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則に次の五項を加える。

（経過措置）

2 附則別表の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排水（窒素又は磷が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）及びこれに流入する公共用水域に排出されるものに限る。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準は、平成二十五年九

月三十日までの間は、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

3 前項に規定する排水基準は、第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

4 窒素含有量についての第一条に規定する排水基準に関する法第十二条第一項の規定は、別表第二の備考

6の規定に基づき環境大臣が一の海域を定めた際現に特定施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から当該海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水については、環境大臣が当該海域を定めた日から六月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第三に掲げる施設又は指定地域特定施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、環境大臣が当該海域を定めた際既にその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で窒素含有量に関し法第十二条第一項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する罰則規定がないときを除く。）は、この限りでない。

5 前項本文の場合において、環境大臣が当該海域を定めた日前に、当該排水について窒素含有量に係る排水基準に関する法第十二条第一項の規定が適用されていた場合には、環境大臣が当該海域を定めた日か

ら六月間（当該施設が令別表第三に掲げる施設又は指定地域特定施設である場合にあつては、一年間）は、当該排水水については、環境大臣が当該海域を定めた日前に適用されていた窒素含有量に係る排水基準に関する法第十二条第一項の規定が適用されるものとする。

6 前二項の規定は、**燐含有量**について準用する。この場合において、第四項中「**窒素含有量**」とあるのは「**燐含有量**」と、「別表第二の備考6」とあるのは「別表第二の備考7」と、前項中「**窒素含有量**」とあるのは、「**燐含有量**」と読み替えるものとする。

附則別表

項目	業種		許容限度
窒素含有量 （単位 リットルにつきミリグラム）	天然ガス鉱業		一六〇（日間平均一五〇）
	畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）		一九〇（日間平均一五〇）
	酸化コバルト製造業		五五〇（日間平均三〇〇）

備考	<p>燐含有量</p> <p>(単位 一リットルにつきミリグラム)</p>	<p>畜産農業 (令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)</p>	<p>バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)</p>
		<p>燐化合物製造業 (縮合燐酸塩製造工程を有するものに限る。)</p>	<p>五〇〇〇 (日間平均三八五〇)</p>
		<p>四〇 (日間平均一〇)</p>	<p>三〇 (日間平均二四)</p>

1 別表第二の備考1及び2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。

2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考6に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域 (窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。) に排出され

る排水水に限って適用する。

3 この表に掲げる燐含有量についての排水基準は、燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考7に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（燐に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排水に限って適用する。

4 この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、別表第二又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、別表第二又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。

附 則

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。